

議会出前講座の一般対象化の試行に向けた検討について(案)

平成22年7月15日、広聴広報会議資料

「みえ県議会出前議会」の一般対象化の試行に関する実施要領(案)

1. 目的

三重県議会では、開かれた議会運営の実現のため、三重県議会基本条例第19条に基づき、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めているが、さらなる「開かれた議会」を推進するため、同条例第18条に基づき、県民の議会活動への参画の機会の充実を図ることを目的に試行的に実施するものとする。

2. 開催方法

学校を対象に広聴広報会議委員で実施している「みえ県議会出前講座」の対象を各種団体、NPO等に広げ、今後の広聴広報の取り組みなどに活かすため、広聴広報会議委員が地域に出向いて直接県民の皆さんと意見交換を行うものとする。

広聴広報会議が実施主体となり、平成22年度末までに試行的に実施するものとするが、必要に応じて、意見交換のテーマに関係する所管委員会委員が同席することができるものとする。

3. 意見交換のテーマ等

県議会の「開かれた議会」の取組などを紹介するとともに、効果的な議会の広聴広報の手段に係る事項をテーマとして意見交換を行う。

なお、必要に応じて、議会改革諮問会議委員にコーディネーターとして参画依頼することができるものとする。

4. 寄せられた意見・提言の取り扱い

寄せられた意見・提言については、広聴広報会議でとりまとめ、速やかに議長に報告するとともに、全議員に配布し、今後の審議に活かすものとする。

5. 会議の公開

マスコミ、県民、議員も含め傍聴は可とする。